

十日町地区 メディカルコントロール協議会 《推進内容》



平成 29 年 12 月現在

－ 目 次 －

- | | | |
|---|--|-----|
| 1 | メディカルコントロールとは | P 1 |
| 2 | 十日町地区メディカルコントロール協議会の設立経過について | P 1 |
| 3 | 十日町地区メディカルコントロール協議会の推進事業 | P 2 |
| | (1) 十日町地域救急ステーション教育への協力 | |
| | (2) 県立十日町病院での勉強会開催時の協力 | |
| | (3) 応急手当の普及啓発 | |
| | (4) 救命サポート事業の推進 | |
| | (5) 感謝と支援 (Thanks & Support) カードの手渡し活動 | |
| | (6) A E Dマップ | |
| | (7) 表彰規程の整備 | |
| | (8) 応急手当普及啓発連絡会 | |

1 メディカルコントロールとは

急病や怪我などの方を救急現場から医療機関へ搬送するまでの間において、救急救命士等が医療行為を実施する場合、その行おうとする医療行為を医師が携帯電話等を活用して直接指示または指導・助言を行い、実施後はその行為を検証して救急救命士等の処置の質を保障することをいいます。

病院などでは通常、医師の近くで医療従事者が直接医師の顔を見ながら確認をとり処置等を進めていますが、救急救命士等は医師がいないところで医療行為を行わなければならないため、このメディカルコントロールが確実に行われる体制を構築し、その体制下で処置にあたらなければならないとされています。

メディカルコントロール体制構築の具体的な内容は以下の3点です。

- ① 救急隊が現場から24時間いつでも携帯電話を用いて、迅速に救急専門医又は担当医に指示及び指導・助言等を求めることができる体制。
- ② 実施した救急活動の医学的判断及び処置の適正について、医師による事後検証を行い、その結果を救急救命士の再教育に活用できる体制。
- ③ 救急救命士の資格取得後の再教育として、医療機関において定期的に病院実習を行うことができる体制。



2 十日町地区メディカルコントロール協議会について

上記①～③の要件を確立するため、十日町地区では、医師会、管内5つの救急告示病院(平成29年現在4病院)、行政(十日町市・津南町)、県地域振興局健康福祉部(保健所)、消防本部で連携し、平成16年2月26日に協議会を設立。

その後、平成27年6月に魚沼基幹病院救命救急センターを中心とした魚沼地域メディカルコントロール協議会が設立され、十日町地区はこの協議会設置要綱に規程される地区メディカルコントロール協議会の区分となりました。

当地区協議会における現在の構成は上記の他、十日町労働基準監督署・十日町警察署・十日町市中魚沼郡歯科医師会・県看護協会十日町支部・魚沼薬剤師会十日町市中魚沼群支部となっており、応急手当の普及啓発等の推進に努めています。



3 十日町地区メディカルコントロール協議会の推進事項

(1) 十日町地域救急ステーション教育への協力

十日町地域消防本部が県立十日町病院内に設置する「十日町地域救急ステーション」にて、救急救命士を含む救急隊員への各種教育を進める際の協力を行っています。

(2) 県立十日町病院での勉強会開催時の協力

県立十日町病院が開催する救急に関する勉強会等で運営側や受講者として関わり、協力を行っています。

(3) 応急手当の普及啓発

救急講習体制を整備し、この受講者が十日町市・津南町のそれぞれの生産人口比で20%以上が確保されるよう、精力的に講習会の開催を進めています。

なお、3年間で20%を維持することを目標としています。

区分	平成26年中		平成27年中		平成28年中※		※平成28年は12月31日現在の数値である。
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	
普通救命講習Ⅰ※1	10	159	12	146	16	187	
普通救命講習Ⅱ※2	0	0	0	0	0	0	
普通救命講習Ⅲ※3	3	37	0	0	0	0	
上級救命講習 ※4	0	0	1	2	0	0	
救命入門 ※5	62	1,444	58	1,329	69	1,406	
その他講習 ※6	20	535	17	743	14	372	
合計	95	2,175	88	2,220	99	1,965	

※1 講習時間3時間、人工呼吸を含む心肺蘇生とAEDの活用方法並びに異物の除去法を行う講習。

※2 時間・内容は※1と同じであるが、心肺停止者に遭遇する可能性のある職種の方を対象とし、より実践的に行う講習。

※3 講習時間は3時間、主に、小児・乳児・新生児に対する応急手当、心肺蘇生を中心に行う講習。

※4 講習時間8時間、AEDを含む心肺蘇生で成人・小児・乳児・新生児に対するやり方を全て行い、さらに骨折時の対応や搬送法までを行う講習。

※5 講習時間90分、救急車が到着するまでにできる応急手当の基本のみに特化したコース。

※6 上記5つ以外の講習で、主に応急手当の必要性などを講話として行うものなど。

【応急手当講習会の実施結果】

平成26年1月1日から平成28年12月31日現在における十日町市・津南町の実働人口における目標達成度は以下のとおりです。(生産人口：平成28年12月31日現在)

区分	a:管内人口 (住民基本台帳より)	b:実働人口に対する目標人数(20%)	c:受講者累計 (平成26年～)	d:対実働人口比の受講率(%)	目標達成率(%)
十日町市	55,256	6,098	5,013	16.4	82.2
	うち実働人口 30,489				
津南町	10,059	1,097	1,166	21.3	106.3
	うち実働人口 5,484				
合計	65,315	7,195	6,179	17.2	85.9
	うち実働人口 35,973				

【目標を生産人口の20%以上としている理由】

国の指針に「普及率の目安」があり、「住民の20～30%が応急手当等の講習を受けることにより、バイスタンダーの応急手当実施率が増し、結果「救命率向上」に繋がる。」とされていることによる。

(4) 救命サポート事業の推進

現在、救命を要す現場において早期AED(自動体外式除細動器)の活用は、その効果を高めるとし、国においても普及が進められています。

しかし、この機器は設置しても届け出を必要とするものではないため、その数を知ることはできず、地域にどのくらい配置されたかは、行政や消防機関において確認することは難しい状況です。

このことから、当協議会では「AED」を設置し、近隣で救命事案が発生した場合に、無償でAEDを含めた協力を可能とする「救命サポート事業所」の募集を開始しました。

平成18年9月1日の開始当初は「24事業所」でしたが、平成29年12月現在では、「146事業所」からの加入をいただくまでに成長しています。



※サポート事業所からの協力は、開館・就業・営業時間に限るものである。

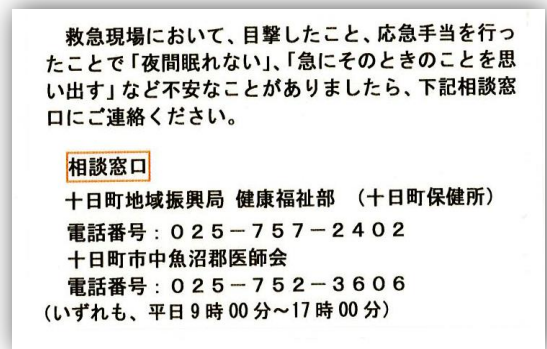
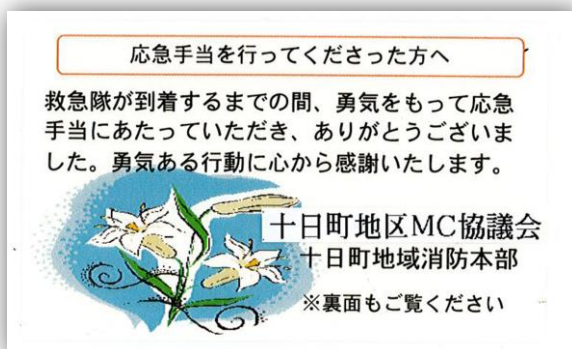
(5) 感謝と支援(Thanks&Support)カードの手渡し活動

救急現場に居合わせた人(バイスタンダー)が、応急手当を行っても、その効果が目に見えて確認できない場合、心理的なストレスが生じることから、救急隊等が現場でバイスタンダーの活動を確認した時には、直接手渡しで「感謝と支援のカード(通称:TSカード)」を配付する活動を、平成24年10月から実施しています。

なお、平成28年中は、38件の救急隊が必要と判断した事例に対し配付を行っています(相談窓口は、十日町保健所と十日町市中魚沼郡医師会としている)。

表

裏



(6) AEDマップ

救命サポート事業所に加入していただいた事業所等(平成29年12月現在146事業所)は、「AEDマップ」への掲載と、消防本部ホームページ上で公開し、自由にダウンロードを可能としています。

また、応急手当講習会や各種イベント等では「AEDマップ」を配付し、地域住民が広くAEDをいざという時に活用できる様、環境整備を進めています。



救命サポート
AED

十日町地区MC協議会認定
救命サポート事業所

AEDマップ

自動体外式除細動器(Automated External Defibrillator) 平成29年12月26日現在





救命サポート事業所とは?
AEDを設置している事業所・団体で、AEDを含めた積極的な救命活動に賛同する企業・団体に対して、「救命サポート表示マーク」を交付しています。
十日町地区メディカルコントロール協議会では、積極的にAEDの普及促進を図っており、すでに設置してある企業・団体にも加入を呼びかけています。
これから設置台数が増えていくなかで、大事なものは、AEDを含めた応急手当の講習です。
いざという時のため、あなたも講習会に参加してみませんか?





TRY! AED!

誰でもAEDは使用できます



※このマップがサポート事業所のみ掲載しております。ご質問いただける企業・団体は十日町地区MC協議会事務局(025-757-0119)まで。

※AEDマップは十日町地域消防本部ホームページよりダウンロード可能。

(7) 表彰規程の整備

平成20年6月1日、十日町地域メディカルコントロール協議会(現在十日町地区メディカルコントロール協議会)表彰規程を整備し、救命活動等功労のあった方への表彰を開始しています。

これまでの表彰内容は以下のとおりです。

- ① 第1回 平成20年6月30日表彰
スポーツ中における心肺停止事案に対するAED使用を含めた迅速な救命処置の実施に対し、1名を表彰。
- ② 第2回 平成23年7月6日表彰(社会復帰)
市内自動車学校における心肺停止事案に対するAED使用を含めた迅速な救命処置の実施に対し、2名を表彰。
- ③ 第3回 平成23年12月26日表彰(社会復帰)
市内飲食店における心肺停止事案に対するAED使用を含めた迅速な救命処置の実施に対し、3名を表彰。
- ④ 第4回 平成24年7月25日表彰(社会復帰)
市内道路上での心肺停止事案に対する迅速な通報と救命処置の実施に対し、2名を表彰。
- ⑤ 第5回 平成26年5月28日表彰(社会復帰)
市内工事現場における心肺停止事案に対する迅速な通報と救命処置の実施に対し、2名を表彰。
- ⑥ 第6回 平成27年3月29日表彰(社会復帰)
市内飲食店における、窒息による呼吸停止事案に対する迅速な救命処置の実施に対し、1名を表彰。
- ⑦ 第7回 平成28年1月30日表彰(社会復帰)
スポーツ中における心肺停止事案に対するAED使用を含めた迅速な救命処置の実施に対し、1名を表彰。

【地域住民等による応急手当の実施状況】

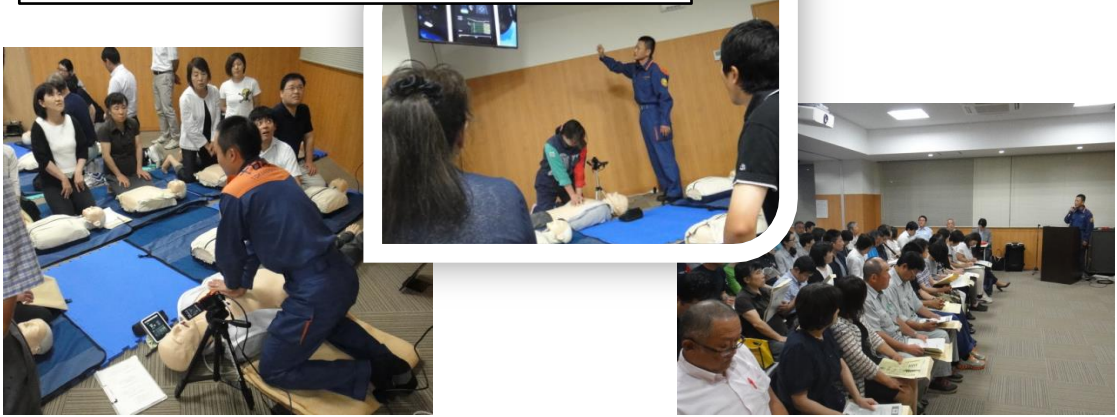
区分	平成26年中	平成28年中	平成28年中
心肺停止者救急搬送件数	111	115	97
応急手当実施数	65	80	61
除細動(AED)実施数	2	3	1
社会復帰数	1	4	1

※ 除細動実施数＝社会復帰数ではない。

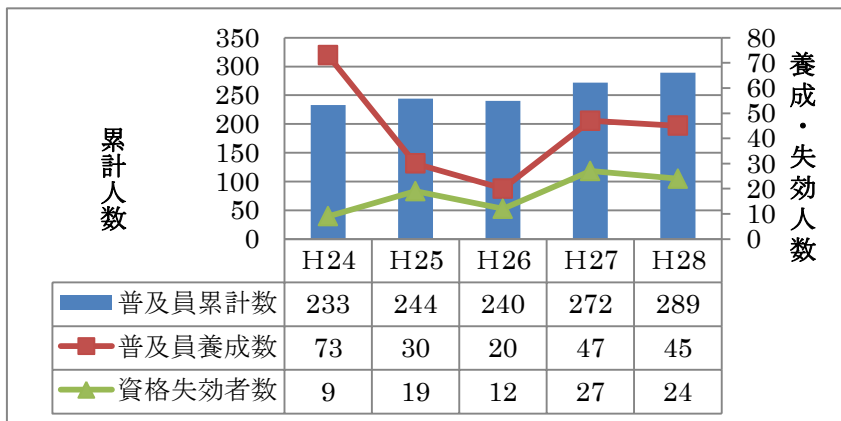
(8) 応急手当普及啓発連絡会

平成 21 年 9 月 3 日、応急手当の効果的な普及のため、「応急手当普及啓発連絡会」を設立し、運営を開始するとともに、年 1 会の総会を開催し応急手当の普及に関する検討を行っています(参加者：救命サポート事業所、応急手当普及員、応急手当指導員等)。

【平成 28 年度応急手当普及啓発連絡会の様子】



【応急手当普及員資格者の推移】



※平成 24 年度の普及員養成数の増加は、国が行った「応急手当短時間講習普及促進研究事業に十日町地域消防本部が参加し、事業展開を図ったことによる。

【職業別応急手当普及員等資格取得状況】

事業所等	学校関係	行政関係	消防団員 (内女性消防団員)	民間事業所	合計(人)
人数	57	44	94 (22)	94	289
内応急手当指導員数	0	0	5	4	5

・学校関係と消防団員に応急手当普及員資格者が増えることで、消防職員に頼らずに講習会を開催することが可能となり、救命を要す事案が発生した場合に、その現場で応急手当が実施される可能性を広げて行くことができます。